

# メキシコにおけるハーグ協定に基づき 意匠登録制度の概要



AROCHI & LINDNER MÉXICO

ARTURO CARMONA  
アソシエイト 弁護士

Arturo Carmona は、2012 年から Arochi & Lindner のメキシコオフィス特許部門のアソシエイトである。Instituto Politécnico Nacional of Mexico で機械工学の学位を取得した後、メキシコ産業財産庁（IMPI）の特許審査官として5年間過ごした。特許、実用新案、意匠の分野で戦略、訴追、訴訟のスペシャリストとしての専門知識を持ち、先行技術調査、特許性調査、FTO（Freedom to Operate）を含む非侵害技術の分析を得意としている。

## 【概要】

2020年3月6日、メキシコ政府は、世界知的所有権機関（WIPO）の事務局長に、意匠の国際登録に関するハーグ協定のジュネーブ改正協定に加盟する文書を提出し、2020年6月6日に発効した。メキシコ産業財産庁（IMPI）は、意匠の国際登録に関する「ハーグ制度のユーザーズガイド（メキシコ版）」を作成したので、これに沿ってメキシコのハーグ協定下の意匠登録制度の概要を説明する。

## 【詳細】

### はじめに

2020年6月6日以降、メキシコの企業およびデザイナーは、1999年ハーグ協定の締約国における意匠を保護するためにハーグシステムを使用できる。このことは、1つの言語での国際出願の提出と、同じ通貨での手数料の支払いを通じて、最大89か国の領土で意匠の保護を取得できる可能性を意味している。

さらに、外国企業やデザイナーは、ハーグ制度を通じてメキシコでの意匠の保護を得る可能性がある。

ハーグ協定への加盟により、メキシコ政府は、国内および海外の産業財産権システムのユーザーに有益な一歩を踏み出したが、メキシコ産業財産庁（Instituto Mexicano de la Propiedad Industrial、IMPI）の課題は、メキシコのハーグ制度

をマドリッド制度や PCT と同様に有効なツールとして、世界中のユーザーにサービスを提供するようシステム化することである。

そのため、IMPI は、2020 年 6 月に意匠の国際登録に関して規則（【ソース】参照）を制定し、「ハーグ制度のユーザーズガイド（メキシコ版、【ソース】参照）」を作成した。このガイドは、WIPO の「ハーグ協定に基づく意匠の国際登録ガイド<sup>1</sup>」を補足するものであり、その目的は、ユーザーがメキシコから IMPI の国際事務局に出願を提出できるように情報を提供し、また、国際出願を通じてメキシコで保護を要求するときに考慮する必要のあるメキシコの法律について知らせることにある。

### ハーグ協定制度による国際出願の提出

メキシコから国際出願を行う場合、出願書類は次の 2 とおりの方法で提出することができる。

- (1) E-HAGUE システムによるオンライン出願
- (2) 受理官庁としての IMPI への出願

### 国際出願が IMPI で付与となるまでのステップ

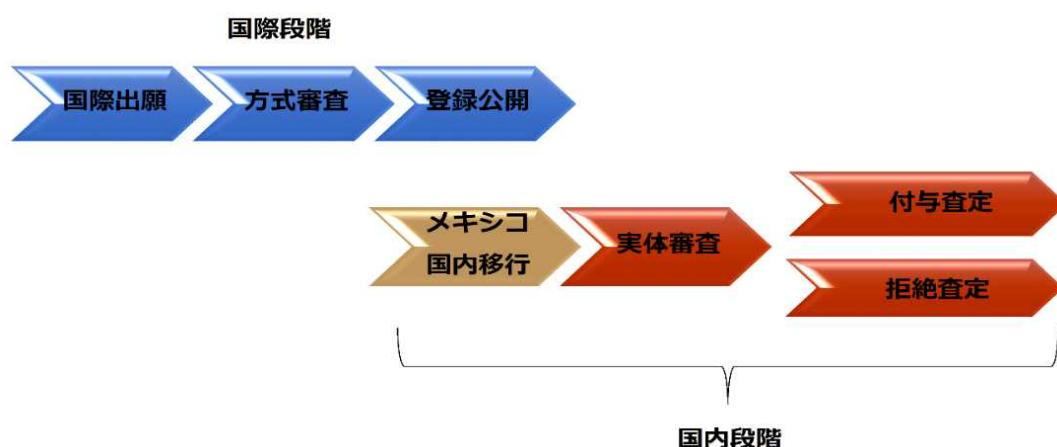


図.1 国際出願の付与ステップ

<sup>1</sup> Guide to the International Registration of Industrial Designs under the Hague Agreement

<https://www.wipo.int/publications/en/details.jsp?id=3905&plang=EN>

## ハーグ協定を通じて提出された出願に関する IMPI での手続の段階

- データのダウンロード
  - 国際意匠公報のダウンロード（毎週金曜日に実施）
  - ファイルの作成
  - 支払い情報のダウンロード
  - 支払いの処理、およびプロキシの認定、優先権や DAS コードの確認処理
  - 翻訳
- IMPI の管理システムでの出願書類の作成処理
- SIGA (Sistema de Información de la Gaceta de la Propiedad Industrial、IMPI の公報ウェブサイト) での出願の公開

(1) メキシコを指定する国際意匠出願個別指定料金<sup>12</sup>（出願時に求められる料金）

意匠の国際登録に関するハーグ協定に基づき、前述の文書およびその共通規則の規定を損なうことなく、意匠の国際出願を行う場合、以下の手数料を支払うものとする：

国際出願時のメキシコに対する個別指定手数料	スイスフランによる支払い
最初の 1 意匠の意匠登録出願	98
追加の 1 意匠につき	3
減額対象の場合：1 意匠	49
減額対象の場合：追加 1 意匠につき	1

<sup>2</sup> 2021 年 12 月 8 日現在

[https://www.jpo.go.jp/system/design/hague/tesuryo/document/index/list\\_fee.pdf](https://www.jpo.go.jp/system/design/hague/tesuryo/document/index/list_fee.pdf)

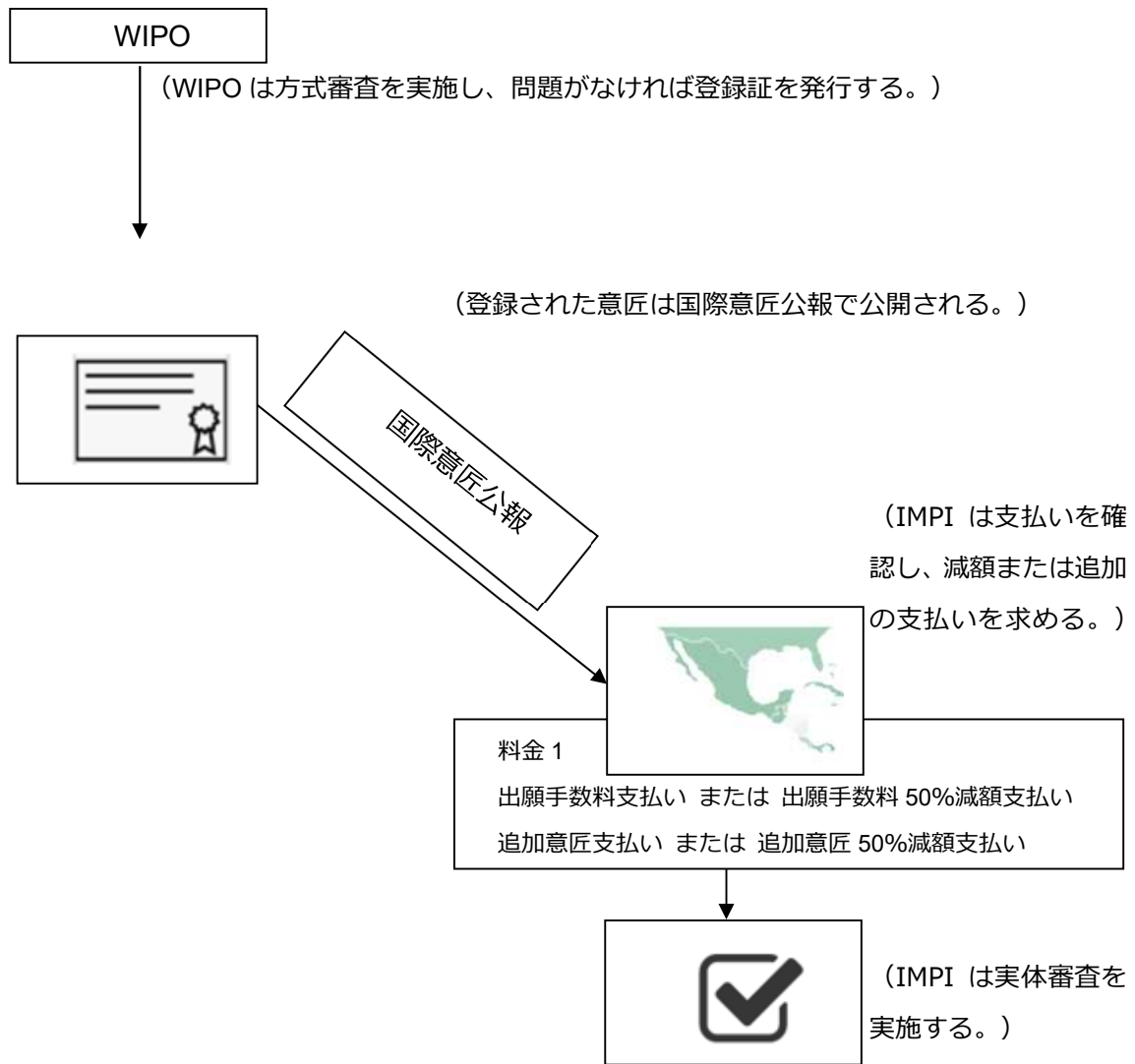


図 2.国際出願の審査までのフロー

(i) IMPI は意匠出願がメキシコに移行されてから、メキシコで出願するための手数料が支払われたことを確認し、実体審査を実施する。

(ii) これらの支払いについて、手数料の 50%減額が適用されるか、確認することができる。

(iii) これらの支払いについて、追加の意匠の料金が適用されるか、確認することができる。

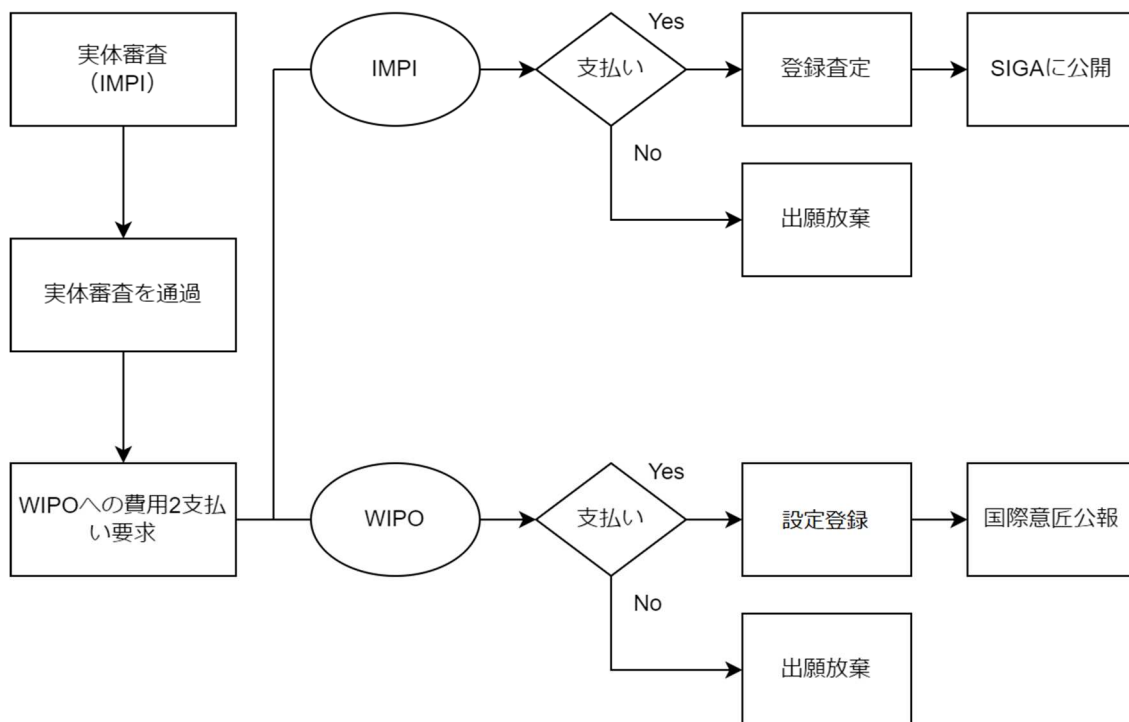


図 3.国際出願の審査から登録までのフロー

(2) メキシコを指定する国際意匠出願個別指定料金 2<sup>3</sup> (登録後に求められる料金)

<登録時>

メキシコ登録段階のメキシコ個別指定手数料	スイスフランによる支払い
意匠登録証の発行 (5年間有効)	283
減額対象の場合	141

<更新時>

意匠登録の更新 (5年間の更新)	290
減額対象の場合	145

<sup>3</sup> 2021年12月8日現在

[https://www.jpo.go.jp/system/design/hague/tesuryo/document/index/list\\_fee.pdf](https://www.jpo.go.jp/system/design/hague/tesuryo/document/index/list_fee.pdf)

## ハーグ協定を通じた国際出願の優先権の主張

メキシコで優先権を主張するために提出しなければならない書類は次のとおりである。

- 最初の出願が提出された特許庁による優先権証明書。
- 優先権主張を確認するための料金支払いの証明の提示。
- 認定された優先権書類のスペイン語翻訳。

提出に際し以下の要件を満たす必要がある。

- 優先権書類が代理人を通じて提出される場合、現行の産業財産権保護法<sup>4</sup>第27条に従って、身元の証明とメキシコ国内での通知を受け取るための住所を提供する。
- 国際意匠公報に国際登録が公開された日から3月以内に、IMPIに優先権書類を提出する。

これらの要件のいずれかが満たされない場合、優先権は主張されていないと見なされる。

認定された優先権書類の提出は、次の2つの方法で行うことができる<sup>5</sup>。

1. 国際出願を提出する時点でDASを利用する。
  - 書類はPDF形式で用意する必要がある。
  - 文書が判読可能であり、文書が書面の完全な変更されていない写しであるという宣誓の下での出願人の宣言を伴う必要がある。
2. 国際意匠公報に国際登録が公開されてから3月以内にIMPIに直接送付する。

<sup>4</sup> Ley Federal de Protección a la Propiedad Industrial  
[https://www.diputados.gob.mx/LeyesBiblio/pdf/LFPPI\\_010720.pdf](https://www.diputados.gob.mx/LeyesBiblio/pdf/LFPPI_010720.pdf)  
直接アクセス出来ない場合には

<https://www.diputados.gob.mx/LeyesBiblio/index.htm>  
から152番をダウンロードして下さい。

<sup>5</sup> 意匠の国際登録に関するハーグ協定に基づく出願及び書類の提出と処理のための規則と仕様を確立する協定、【ソース】参照

- 優先権書類の認証謄本が必要である。
- データ記憶媒体（CD、USB など）に含まれているコンテンツ、または電子認証システムを介して含まれているコンテンツも受理される。

## ハーグ協定を通じて提出された国際意匠出願の実体審査

＜ハーグ協定を介して提出された意匠出願を許可するための基準＞

### 1. 意匠の単一性（産業財産権保護法第72条）

意匠登録の出願は、単一の意匠または関連する意匠のグループとして、単一の意匠概念を構成する必要がある。複数の意匠が出願に含まれている場合、それらは単一の意匠概念を構成するものと理解される。

- i. 出願において同じ名前で識別されている
- ii. それらには共通の同じ特徴がある
- iii. 意匠が、細部で異なる場合でも、同一の一般的な印象を生み出す

### 2. 該当する場合、追加の意匠に対する料金の支払いが必要となる。

追加1意匠ごとに：3フラン（減額対象の場合：1フラン）。

### 3. 意匠のすべての視点を良好な品質で示す十分な図面の提出（産業財産権保護法第71条）。

意匠登録出願の図面または写真による複製は、以下の要件に従って形成しなければならない。

- i. 意匠を明確かつ完全に説明するために必要な数の視点（角度）の図面を提出し、適切な場合は、部分的または拡大された、または全体または断面、さらに例示の目的で意匠が使用されている状態を示す図面を提出する。
- ii. 意匠を構成する特徴は、実線を使用して明確に示す必要がある。クレームされた意匠の一部を構成しない要素を説明する場合、破線で識別されることが好ましく、クレームされた意匠と、意匠を構成しない要素を区別することを条件として、ほか



し、陰影、輪郭などの手段を使用してもよい。意匠の性質上、それらの特徴を破線で示す必要がある場合、これを説明に記載する必要がある。

iii. 意匠がアニメーション化されたシーケンスまたはアニメーション化されたグラフィックインターフェイスで構成されている場合、その複製は、共通の特徴を示し、動きまたは進行が明確になるように番号を付けて、視覚的に関連して示されていること。

iv. 図面または写真による複製は、グラフィックまたは写真表現、あるいは両方の組合せで構成されていること。

#### 4. 新規性（産業財産権保護法第 67 条）

i. 新規であり、独立して作成され、既知の意匠または既知の意匠の特徴の組合せとは大幅に異なる意匠。

ii. 登録出願の出願日または承認された優先日より前に他の同一の意匠が公開されていない場合の独立した創作。その特徴が無関係な詳細のみが異なる意匠は同一であると見なされる。

iii. 重要度、意匠が現場の技術者にもたらす一般的な印象であり、登録出願日以前に、または承認された優先日より前に公表された、他の意匠によって生じる一般的な印象とは異なる意匠の創作に対する設計者の自由度を考慮する。

#### 5. 優先権の認定（産業財産権保護法第 74 条、第 75 条）

産業財産権保護法第 41 条に規定されている優先権が認定されるためには、出願人は意匠登録出願に関する以下の要件を満たさなければならない。

i. 優先日として主張する出願日の元の国での出願番号が分かっている場合には、その番号を表示すること。

ii. メキシコでの出願または対応する国際登録の発行から 3 月以内に、主張された優先権証明書の複写と、該当する場合はスペイン語の翻訳文を、手数料の支払いの証明とともに提出する。要件が満たされない場合、優先権は主張されていないものとみなされる。総局の担当者は、合意により、主張された優先権の認証謄本の提示が必要とされない条件または事例を確立する。



意匠登録出願の優先権が認められるためには、メキシコで提示された意匠出願の対象を構成する特徴と、元の国で提示された出願の対象である特徴との間に、総合的に判断して、同一性がなければならない。元の国で提示された出願の対象の特徴によって生じる一般的な印象が、メキシコで提出された意匠によって生じるものと異なる場合、それらは異なる意匠と見なされるため、優先権主張は考慮されない。

#### <ハーグ協定により出願された意匠出願の拒絶基準>

- 最も技術水準に近い意匠と比較して、意匠が新規でない場合。
- 図面が十分に明確でないか、意匠の図面がすべての特徴を識別するために不十分な場合。
- 出願された図面または意匠の表現が、単一の意匠の概念を構成していない場合。
- 保護を求める意匠が、優先権書類に示されている意匠と異なる場合。

#### <拒絶に対応するための手順>

- 出願が拒絶された根拠に反論するため、必要なまたは補足的な情報と説明を文書にして IMPI に提出する。
- 該当する場合は、部分的な分割出願を行う。
- 拒絶の通知後の最初の営業日から 2 月以内の対応が必要。
- 料金表<sup>6</sup>第 13 項に従って手数料を支払う。
- IMPI からの回答は、身元の証明があり、通知を受け取るためのメキシコ国内に住所のある代理人をとおして提供される。

<sup>6</sup> ACUERDO POR EL QUE SE DA A CONOCER LA TARIFA POR LOS SERVICIOS QUE PRESTA EL INSTITUTO MEXICANO DE LA PROPIEDAD INDUSTRIAL  
[https://www.gob.mx/cms/uploads/attachment/file/614091/Acuerdo.Tarifa\\_Actualizacio\\_n\\_04.02.21\\_PDF.pdf](https://www.gob.mx/cms/uploads/attachment/file/614091/Acuerdo.Tarifa_Actualizacio_n_04.02.21_PDF.pdf)

## 【ソース】

・意匠の国際登録に関する意匠の国際登録に準拠した出願および文書の提示および処理に関する規則および仕様を制定する協定（2020.06.05）（ACUERDO POR EL QUE SE ESTABLECEN LAS REGLAS Y ESPECIFICACIONES PARA LA PRESENTACIÓN Y TRÁMITE DE SOLICITUDES Y DOCUMENTACIÓN CONFORME AL ARREGLO DE LA HAYA RELATIVO AL REGISTRO INTERNACIONAL DE DIBUJOS Y MODELOS INDUSTRIALES）

[http://dof.gob.mx/nota\\_detalle.php?codigo=5594570&fecha=05/06/2020](http://dof.gob.mx/nota_detalle.php?codigo=5594570&fecha=05/06/2020)

・ハーグ制度のユーザーズガイド（メキシコ版）（Guía de Usuario Sistema de La Haya relativo al registro internacional de dibujos y modelos industriales）

<http://www.impi.gob.mx/FormatosDoc/Documentos%202020/Guia%20de%20usuario%20Sistema%20de%20La%20Haya%20Mexico.pdf?csf=1&e=FkmMTS>

・産業財産権保護法（Ley Federal de Protección a la Propiedad Industrial）

[https://www.diputados.gob.mx/LeyesBiblio/pdf/LFPPI\\_010720.pdf](https://www.diputados.gob.mx/LeyesBiblio/pdf/LFPPI_010720.pdf)

（直接アクセス出来ない場合には

<https://www.diputados.gob.mx/LeyesBiblio/index.htm>

から 152 番をダウンロードして下さい。）

（編集協力：日本国際知的財産保護協会）